

現行民法典を創った人びと (1) 序論, 総裁・副総裁 1 : 伊藤博文・西園寺公望

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院教授

<https://hdl.handle.net/2324/15928>

出版情報 : 法学セミナー. 54 (5), pp.40-44, 2009-05-01. NIPPON HYORONSHA
バージョン :
権利関係 :

序論

九州大学教授 七戸克彦

1 連載開始に当たって

「法科大学院出デテ研究亡ブ」
とは、米倉明教授の言であるが²⁾、
法科大学院制度は、研究者志望の
学生の減少と院生の研究業績の低
迷も招いている。ロースクールの
学生が、司法試験に出ない知識の
修得に貴重な時間を費やすのは無
駄と考えるのは、自然な成り行き
である。法律学の勉強は単なる受験勉強であり、大
学入試の経験からも明らかのように、それは苦痛以
外の何ものでもない。

だが、そんな苦痛の種を一生の職業に選んで、本
当によかったのだろうか。法律学を「パンのための
学問 (Brotwissenschaft)」と侮蔑したのは文豪シ
ラーであったが(彼は大学で1年間法律を学んだが、
成績ははなはだ不良であった)、しかし、法律学も、
文学と同じくらい知的好奇心をそそる分野である
し、また、そう感じなければ、一生の仕事とするに
は辛すぎる。人はパンのみに生きるものではない。

そんな折り、本誌編集部から、民法典起草者たち
の列伝を連載しないか、との依頼を受けた。法律学
は、彼らの人生に何をもたらしたか。起草者らの生
き方は、司法試験の合格それ自体が自己目的化して
しまっている今の法科大学院生にとって、なにがし
かの参考になるかと思う。

ところで、このような起草者全員の経歴に関する
一覧的検討はドイツでは進んでおり、その成果は、
平田公夫「ドイツ民法典を創った人びと」³⁾により、
わが国にも紹介されている。僕がこの論文を読んだ
のは大学院に入りたての頃で、その時には、日本の
民法典に関しても同様の作業を試みたいと思って
いたのだが、しかし、その後、日々の仕事に追われ
るようになり着手できなかった。したがって、この
連載は、僕自身にとっても、法律学が単なる「パン
のための学問」ではないことを証明する作業でもある。
それゆえ、連載のタイトルは、読者と同じくら
い若い頃、純粋な知的好奇心を満たしてくれた先学
の業績に敬意を表して、「現行民法典を創った人び
と」と名づけられる。



現行民法典の起草委員(前列右から
富井政章・穂積陳重・梅謙次郎)と、
起草委員補助(後列右から仁井田益
太郎・松波仁一郎・仁保亀松)¹⁾

2 現行民法典の審議手続

起草者たちの功績を知るうえで
は、現行民法典制定の時代背景と
審議手続について、予備的な説明
をしておく必要があるだろう(〔図
表1〕参照)。

(1) 前史

民法その他の諸法典の整備は、
明治政府の不平等条約改正のための必須条件であ
ったが、歴代内閣の試みはことごとく失敗していた。
すなわち、①初代・第1次伊藤博文内閣における井
上馨外相の欧化政策は国民の反感を買い、②2代・
黒田清隆内閣も大隈重信外相に対する爆弾テロによ
り辞職に追い込まれ、③3代・第1次山県有朋内閣
では、国会開設前の決着を目論んだ山田顕義法相に
よる旧民法・旧商法の公布が拙速主義との批判を浴
び、第1議会は、商法の施行延期を可決する。続く
④第1次松方正義内閣も、大津事件に翻弄され、第
2回総選挙における品川弥二郎内相の選挙干渉は25
名もの死者を出した。「民法典論争」は、こうした
状況下で展開されたのである。そして、その後の第
3議会は、旧民法および旧商法の施行延期を決議し、
松方辞職の後、⑤伊藤博文が再び首相の座に就くこ
ととなった(第2次伊藤内閣)。

すでにこの段階で、伊藤は、施行延期に傾いてい
たようであるが、しかし、断行派の批判をかわずた
め、民法商法施行取調委員会を設置し、同委員会の
延期決定に基づき、施行延期法律は天皇に上奏・公
布され、既成法典は、明治29年12月末までに内容を
修正すべきものとされた。

(2) 法典調査会

これを受けて、翌明治26年3月21日、伊藤首相は、
後の起草組織の主要メンバーを官邸に招いて協議を
行い、同月25日勅令第11号「法典調査会規則」に基
づき法典調査会を設置した。この組織に関しては、
明治31年の大規模再編を境に、前期・後期に区分す
るのが通例だが、そのうち民法典編纂に関係する前
期法典調査会は、明治27年3月の組織改編を境に、
さらに2期に区分される。

(a) 前期第1期——明治26年当初の組織構成は、同年4月27日内閣送第3号「法典調査規程」により、総裁1名・副総裁1名・主査委員20名・査定委員30名とし、主査委員中から起草委員3名のほか、整理委員、報告委員を置き、また、審議手続は、主査委員会・総会の2段階を踏むものとされていた。

(b) 前期第2期——だが、発足から1年後の明治27年3月27日勅令第30号により、組織および審議手続は改正され、主査委員・査定委員の区別は廃止されて単なる「委員」に統一され（なお「委員」の定員は35名以内とされた）、主査委員会・総会は統合され「委員会」による1回の審議に変更された。委員会の統合は、審議時間の短縮と効率化を図るものであるが、一方、これを機に、欠席の多い委員の罷免も行われている。

なお、以上とは別に開催すべきとされていた整理会は、この組織改編の年末より開始された。

(3) 帝国議會

法典調査会は、明治28年10月に債権編までの審議を終え、政府は直ちにこれを同年の第9議會に付議、議會は内容を一部修正のうえ可決し、その結果、民法典の前3編（財産法部分）は翌明治29年4月27日法律第89号として公布された。

一方、後2編（家族法部分）に関しては、明治31年4月に整理会審議が終了し、これを政府は第12議會に上程、内容の一部修正のうえ、同年6月21日法律第9号として公布され、上記前3編とともに、翌7月16日に施行された。

それゆえ、「現行民法典を創った人びと」の中には、これら帝国議會での審議に加わった者も含まれてくるのであるが、以下では、さしあたり法典調査会のメンバーに限定して考察を進める。

3 法典調査会のメンバー

法典調査会の構成員は、上記のように、総裁・副総裁と委員および書記（後に起草委員補助）からなるが、これらのメンバーの民法起草への「貢献度」に関しては、たとえば穂積陳重『法窓夜話』には、「同〔梅謙次郎〕君の弁論の達者なことは、法典調査会の始めの主査委員会20回および総会100回に、同君の発言回数が、3852回に上っている一事でも分る」とある⁴⁾。だが、起草委員補助であった仁井田益太郎は、「梅先生が3000回発言したと云ふ事があります、回数は私には分かりませんが」

〔図表1〕現行民法典編纂の流れ

明22・2・11	*大日本帝国憲法公布	
12・24	*第1次山県内閣成立(～24・5・6)	
明23・4・21	旧民法財産法部分公布	
26	旧商法公布	
7・1	*第1回総選挙	
10・7	旧民法家族法部分公布	
11・25	*第1回通常議会議集(～24・3・7閉会)	
12・27	民法及商法施行条例施行期限法律公布	
明24・5・6	*第1次松方内閣成立(～25・8・8)	
11	*大津事件	
11・21	*第2回通常議会議集(～12・25解散)	
明25・2・5	*第2回臨時総選挙	
5・2	*第3回特別議会議集(～6・14閉会)	
6・10	民法及商法施行延期法律案可決	
8・8	*第2次伊藤内閣成立(～29・8・31)	
10・6	民法商法施行取調委員会(～11・21)	
11・5	*第4回通常議会議集(～26・2・28閉会)	
24	民法及商法施行延期法律公布(官報掲載)	
明26・3・6	商法及商法施行条例改正	
21	首相官邸にて法典調査の方針相談会	
25	勅令11号「法典調査会規則」	伊藤・西園寺
4・27	内閣送3号「法典調査規程」	
28	第1回総会	
5・2	第1回主査会	
11・5	*第5回通常議会議集(～12・30解散)	
明27・3・1	*第3回臨時総選挙	
17	第21回主査会(最終回)	
23	第14回総会(最終回)	
27	勅令30号「法典調査会規則ノ改正」	
4・6	第1回委員会	
5・12	*第6回特別議会議集(～6・2解散)	
18	第13回委員会(総則編終了)	
22	第14回委員会(物権編開始)	
7・16	*日英通商航海条約調印	
8・1	*日清戦争始まる	
9・1	*第4回臨時総選挙	
10・15	*第7回臨時議会議集(～10・21閉会)	
12・18	第54回委員会(物権編終了)	
18	第1回整理会(前3編開始)	
22	*第8回通常議会議集(～28・3・23閉会)	
明28・1・11	第55回委員会(債権編開始)	
4・17	*日清講和条約(下関条約)調印	
10・11	第123回委員会(債権編終了)	
14	第124回委員会(親族編開始)	
12・22	*第9回通常議会議集(～29・3・28閉会)	
30	第12回整理会(前3編終了)	
明29・4・27	民法前3編公布	
5・25	第175回委員会(親族編終了・相続編開始)	
29	第1回商法委員会	
9・18	*第2次松方内閣成立(～31・1・12)	
11・5	総裁・副総裁交代	松方・清浦
12・16	第202回委員会(相続編終了)	
22	*第10回通常議会議集(～30・3・24閉会)	
29	法典ノ施行延期ニ関スル法律公布	
明30・6・7	第13回整理会(後2編開始)	
12・17	第124回商法委員会(審議終了)	
21	*第11回通常議会議集(～12・25解散)	
明31・1・12	*第3次伊藤内閣成立(～6・30)	
21	総裁・副総裁交代	伊藤・西園寺 →曾禰
3・15	*第5回臨時総選挙	
30	副総裁交代	
4・15	第25回整理会(後2編終了)	
5・14	*第12回特別議会議集(～6・10解散)	
6・21	民法後2編公布	
7・16	民法前3編・後2編施行	

と述べており⁵⁾、穂積の「計量法律学」的な分析は、結局うまくいっていない……。

……という話を、九州大学の僕のゼミの学生にしたところ、卒業を控えたゼミ生たち（平成20年度卒業生）が、卒業記念に、商事法務版『法典調査会議事速記録』を使って、全委員の発言頁と発言回数のリストを作成してくれた⁶⁾。そこで、このデータを基に、法典調査会における委員らの発言回数をランキングにすると、〔図表2〕のようになる。委員ら全員の総発言回数のうち、梅の発言回数が18.4%を占めるのは驚異的であるが、議長を務めた西園寺公望・箕作麟祥や、起草委員である穂積・富井・梅の発言回数が多いのは当然として、一般委員では、①横田国臣・②土方寧・③高木豊三・④長谷川喬・⑤磯部四郎がベスト5である。また、商法の起草担当者である岡野敬次郎や、同じく商法審議のための追加人事であるかのように見えた河村讓三郎・富谷銆太郎らも積極的に発言している。さらに、法例審議のための補充委員かと思われた寺尾亨の発言も認められる⁷⁾。以下、本連載では、この学生諸氏作成のデータを駆使して、法典調査会における各委員らの活躍を明らかにしていこう。

- 1) 〔写真出典〕法時10巻7号（1938年）口絵写真。
- 2) 米倉明『法科大学院雑記帳』（日本加除出版、2007年）325頁以下。
- 3) 岡山大学教育学部研究集録56号（1981年）63頁、58号23頁、60号（1982年）281頁。
- 4) 穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫、1980年……〔初出〕有斐閣、1916年）「梅博士は真の弁慶」325頁。
- 5) 仁井田益太郎＝穂積陳遠＝平野義太郎「仁井田博士に民法編纂事情を聴く座談会」法時10巻7号（1938年）26頁〔仁井田〕。
- 6) なお、この点に関する先行研究としては、岡孝①「明治民法と梅謙次郎——帰国100年を機にその業績を振り返る——」志林88巻4号（1991年）6頁、同②「法典論争から明治民法成立・注釈時代」水本浩＝平井一雄（編）『日本民法学史・通史』（信山社、1997年）89頁が、3起草委員の発言回数を数えている（梅は主査会827回・総会1170回・委員会5975回・整理会805回の合計7977回、穂積は合計4139回、富井は3748回）。学生諸氏の数値は、これと大きく離れてはいない。
- 7) 以上の委員らの任免時期に関しては、七戸「法典調査会の構成メンバー——その人選に関する『政策評価』」ジュリ1331号（2007年）100頁以下参照。

〔図表2〕法典調査会発言回数ランキング

	主査会	総会	（委員会）				整理会	合計	
			総則	物権	債権	親族			相続
1 梅謙次郎	823	367	607	1465	1572	1626	697	806	7963
2 箕作麟祥	303	178	235	906	1265	1424	504	580	5395
3 穂積陳重	467	360	186	761	1028	617	335	396	4150
4 富井政章	294	115	220	572	1126	751	452	218	3748
5 横田国臣	347	55	185	531	870	504	235	88	2815
6 土方寧	251	97	278	618	652	420	173	97	2586
7 高木豊三	331	120	197	489	510	393	195	58	2293
8 西園寺公望	450	231	443	606	395	0	0	61	2186
9 長谷川喬	168	36	80	274	608	550	163	163	2042
10 磯部四郎	429	190	479	401	210	197	82	1988	
11 田部芳	211	60	90	171	151	223	75	48	1029
12 尾崎三良	69	121	131	116	114	120	90	761	
13 穂積八束	65	16	111	58	239	94	119	702	
14 伊藤博文	277	285	31	0	1	0	0	0	594
15 末松謙澄	226	71	39	49	43	1	0	0	429
16 本野一郎	113	48	83	71	36	52	0	12	415
17 奥田義人	44	16	94	38	145	30	25	392	
18 元田肇	35	7	50	98	84	78	9	16	377
19 重岡薫五郎				213	77	58	24	372	
20 岸本辰雄	35	24	67	143	41	21	9	340	
21 清浦奎吾	14	0	6	0	0	102	159	281	
22 井上正一	8	29	57	73	26	62	17	272	
23 村田保	85	19	14	37	1	73	0	6	235
24 三浦安	21	10	28	1	22	53	68	203	
25 菊池武夫	78	14	28	43	13	2	6	10	194
26 山田喜之助	61	36	34	32	11	0	0	0	174
27 鳩山和夫	89	10	18	5	14	13	1	0	150
28 中村元嘉	42	10	58	13	11	9	6	149	
29 都筑馨六	17	10	71	14	0	18	10	140	
30 金子堅太郎	24	14	21	7	12	0	18	96	
31 星亨	30	28	27	0	0	0	0	6	91
32 三崎龜之助	40	1	18	3	5	0	7	0	74
33 岡野敬次郎						25	25	22	72
34 末延道成	63	0							63
35 山田東次	50	0							50
36 大岡育造	46	0							46
37 木下広次	42	2	0	1	0	0	0	0	45
38 曾禰荒助								40	40
39 岡村輝彦	35	0							35
40 南部襄男	1	5	12	2	3	8	2	33	
41 熊野敏三	17	3	0						20
42 渋沢栄一	18	0						0	18
43 河村讓三郎								18	18
44 関直彦	17	0							17
45 江木衷	13	0							13
46 富谷銆太郎								13	13
47 斯波淳六郎	10	0							10
48 阿部泰蔵	8	0						1	9
49 小笠原貞信	9	0							9
50 伊東巳代治	6	0	0	0	0	0	0	0	6
51 河島醇	5	0							5
52 小中村清矩	4	0							4
53 寺尾亨	0	0						1	1
54 小宮三保松								1	1
55 本尾敬三郎	0	0	0						0
56 島田三郎	0	0							0
57 木下周一	0	0							0
58 千家尊福	0	0							0
59 高田早苗	0	0							0
60 細川潤次郎	0	0							0
61 神輿知常	0							0	0
62 西源四郎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63 松方正義							0	0	0
64 鶴原定吉								0	0
65 加藤正義								0	0
66 内田嘉吉								0	0
67 倉富勇三郎								0	0
68 仁井田益太郎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69 仁保龜松	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 松波仁一郎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 氏名不詳	9								9
合計	4655	3226	3311	7892	9489	7663	3649	3290	43173

総裁・副総裁①——伊藤博文・西園寺公望

伊藤博文(1841-1909)

1 法典調査会規則4条は「委員ハ高等行政官司法官帝国大学教授国会議員其他学識経験アル者ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス」と定めるが、現行民法典起草のプロモーターである伊藤博文は、どのような基準で具体的な人選を行ったのだろうか。

第1に、法典延期派と断行派、英法派と仏法派のバランスを考慮したことは、まず間違いない⁹⁾。

だが、それにも増して重要な第2の要素は、議会において優位を占める民党に対する配慮であったろう。法典調査会の組織再編前の現役の衆議院議員13名のうち、政府与党の委員は6名(4名)、民党のうち自由党系は4名(6名)、改進黨系は3名と、ほぼ均衡がとれている(〔図表3〕参照)。

〔図表3〕法典調査会創立時点で衆議院議員であった委員

	第1議会	第2議会	第3議会	第4議会	
政府党	末松謙澄	大成会	大成会	無所属	
	元田肇	大成会	大成会	議員倶楽部	
	大岡育造	無所属	無所属	議員倶楽部	
	神輿知常	無所属	無所属	遊樂組	
	井上正一	無所属	-	-	
	関直彦	無所属	無所属	-	紀州組
	磯部四郎	無所属	-	-	
民党	河島醇	弥生倶楽部	弥生倶楽部	無所属	同盟倶楽部
	三崎龜之助	弥生倶楽部	自由倶楽部	弥生倶楽部	弥生倶楽部
	山田東次	弥生倶楽部	弥生倶楽部	弥生倶楽部	弥生倶楽部
	小笠原貞信	-	弥生倶楽部	弥生倶楽部	弥生倶楽部
	星亨	-	弥生倶楽部	弥生倶楽部	弥生倶楽部
	島田三郎	議員集会所	議員集会所	議員集会所	議員集会所
改進黨系	高田早苗	議員集会所	議員集会所	議員集会所	議員集会所
	鳩山和夫	-	議員集会所	議員集会所	議員集会所

その一方で、第3に、伊藤は、腹心の「四天王」のうち、文部大臣に配置済の井上毅を除く3人——末松謙澄・伊東巳代治・金子堅太郎を委員に据えている。さらに、奥田義人・西源四郎・小宮三保松も伊藤派であるほか、渋沢栄一は旧知の間柄である。

だが、第4に、委員の中には、組閣当初の司法大臣・山県有朋の側近である清浦奎吾と、清浦麾下の横田国臣もいる。法典調査会発足当時、山県は枢密院議長に転じていたが、後任の司法大臣には山県閥の芳川顕正が転補され、清浦は司法次官に留任している。さらに、法典調査会の会議場所が、首相官邸ではなく、枢密院官舎・司法大臣官舎であったこと



明治31年7月4日
パリにて撮影(55歳)¹⁰⁾

からすれば¹⁰⁾、法典調査会は、伊藤単独というよりは、伊藤と山県の共同運営であるようにも見える。

2 一方、法典調査規程30条は「会議ノ可否ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス」と規定しており、伊藤は、この多数決による処理を多用す

る。しかし、この点は、秘密会方式(議事録の非公開)と並んで、後に批判の対象となった。

伊藤は、組織再編前の総会21回中9回、主査会14回中11回に出席している。会議は通常、金曜日の午後4時半から開始されたが、終了が夜10時を回ることも少なくなかった(最長は第10回総会(明治27年2月9日)の10時40分)。

3 明治27年3月の組織改編後、会議は週2回(火・金)に倍増された。だが、その後、伊藤が顔を出したのは、①同年4月20日第5回委員会(総則)と、②翌28年7月2日第99回委員会(債権)の、合計2回にすぎない。日清戦争の勃発で、出席どころではなかったのである¹¹⁾。

伊藤の督促を受けて、起草作業はさらに加速された。しかし、結局、既成法典の修正作業は、明治25年「民法及商法施行延期法律」の期限(明治29年12月末日)までに完了できなかった。

8) 「写真出典」『伊藤博文伝(下巻)』(春敏公追悼会、1940年)312頁。

9) 七戸・前掲注7)102頁以下参照。

10) 「委員全体を含む委員会——仮に調査委員会と称す(総会)——は最初今の帝国議会の前に在った枢密院官舎と称し居たる処で開かれ、3起草委員及び私共3名は、隔日に其処で仕事をした。所が2年近くたってから地震〔明治27年6月20日明治東京地震か〕で此官舎の建物が痛んだ為め和田倉門外の横町〔現在の東京駅付近〕に在った司法大臣官舎で委員会を開くことにした」(前掲注5)「座談会」24頁〔仁井田〕。

11) ②明治28年第99回委員会における伊藤の発言は、次のように始まる。「昨年以来私ハ戦争中旅行行政シテ居リマシテ出席スルコトモ出来マセヌデアリマシタガ諸君ノ引続テ御勉勵ニ相成ツテ非常ノ進歩ヲ為シタコトヲ広島ニ於テモ承ツテ居リマシタ」(『法典調査会民法議事速記録4』前掲注6)502頁)。なお、広島には、日清戦争当時大本営が置かれ、第7回帝国議会も当地に急速建築された仮設議事堂で開催された。

西園寺公望(1849-1940)

1 明治27年3月組織改編後の法典調査会における伊藤博文総裁不在の穴を埋めたのは、副総裁・西園寺公望であった。西園寺には、伊藤派の客将にして後継者のイメージがつきまとうが、しかし、西園寺自身の言によれば、彼を法典



法典調査会副総裁時代の西園寺(明治29年頃、47歳)¹²⁾

調査会の副総裁に推したのは、伊藤博文ではなく、伊藤の政敵・山県有朋であったという¹³⁾。西園寺が伊藤と親しくなったのは、明治15年の伊藤の欧州憲法調査に随行して以降のことであるが、山県との面識は、それより遙か以前の戊申戦争時に遡る(北越戦争の会津征討越後口総督府参謀の山県(当時30歳)は、18歳の大参謀・西園寺の部下であった¹⁴⁾)。しかし、副総裁が、伊藤系人事ではなく、山県系人事であったことは、取りも直さず、山県が、法典調査会に積極的にコミットしていたことを意味する。

2 一方、西園寺は、晩年になっても、10年間のフランス留学で「一番益を受けたのは、先生であったアコラス」と語っている¹⁵⁾。コミュニケーション政府からパリ大学法学部長に任命されたこともある、この急進共和派の法律者のために、西園寺は、ジュネーブからパリまで税関の目をすり抜けて禁制品を持ち込む運び屋の仕事まで請け負っている。また、西園寺は、フランス留学中に親しかった友人として、中江兆民、松田正久、光妙寺(光田)三郎、今村和郎の名を挙げる。このうち、中江・松田は、言わずと知れた自由民権運動の闘士であり、西園寺は、帰国の翌年(明治14年)、彼らと「東洋自由新聞」を創刊し、社長の座に就いている。その一方で、西園寺は、同年に岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操ら司法省法学校卒業生により創設された明治法律学校(現・明治大学)の講師にも就任しており、光妙寺・今村もまた、同校で教鞭をとっている。ちなみに、その前年(明治13年)には、同じくフランス法系の法律学校である東京法学社(東京法学校・和仏法律学校を経て現・法政大学)がボワソナード門弟の薩埵正邦らにより創設されているが、明治の弟子たちがアコラス色に染まっているのを嫌ったためか、ボワソナードは、法政にしか出講しなかった¹⁶⁾。

3 以上のように、法典調査会副総裁の西園寺は、

総裁の伊藤と異なり、パリ大学法学部で法律学の専門教育を受け、また、明治法律学校講師の経験もあるため、法典調査会での審議においても、原案の実質的内容に深く立ち入った発言を行っている¹⁷⁾。また、彼の議事運営は、多数決での決着を多用する伊藤と比

べれば、比較的議論を尽くさせようとする。だが、結果として、各回の審議時間は長引き、原案の処理も遅延を来すこととなった。

そこで、組織再編後の委員会は、第2回(明治27年4月10日・火)以降、火・金の週2回開催とされたが、一方、審議時間については、村田保の建議を受け、午後9時終了となった¹⁸⁾。

さらに、その後も、伊藤の命を受け、翌明治28年の夏休み後第108回委員会(9月2日・月)以降、開催日は月・水・金の週3日とされ、第110回委員会(9月6日・金)からは、3時30分開始・7時終了、休憩なしの審議となった。

4 だが、西園寺は、第118回委員会(同年9月27日)に議長を務めた後は、第7回整理会(同年12月23日)を最後に、法典調査会に姿を見せなくなる。前年10月の文部大臣就任に加えて、明治28年5月30日には兼外務大臣臨時代理となり、伊藤と同様、出席どころではなくなったのである。その結果、その後の法典調査会の議事進行は、眞作麟祥^{みつきりやんしやう}の手に委ねられることになる。

12) 〔写真出典〕『京都大学百年史・写真集』(財団法人・京都大学後援会、1997年)18頁。

13) 木村毅(編)『西園寺公望(歴代総理大臣伝記叢書7)』(ゆまに書房、2005年)110頁。

14) 立命館大学(編)『西園寺公望伝(別巻1)』(岩波書店、1996年)275~276頁、尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会(編)『山県有朋関係文書(第2巻)』(山川出版社、2006年)139~141頁には、慶応4年~明治元年当時の上官である西園寺から山県宛の書簡が収録されている。

15) 前掲注14)『西園寺公望伝(第1巻)』(1990年)229頁。

16) 大久保泰甫「ボワソナード——東京法学校との関係を中心として」『法学の夜明けと法政大学』(法政大学、1993年)218頁。

17) 前掲注14)『西園寺公望伝(第2巻)』(1991年)62頁以下。

18) 「法典調査会民法議事速記録1」『日本近代立法資料叢書1』(商事法務、1983年)49頁。

(しちのへ・かつひこ)